

枚方市上下水道局

部長	次長	室長	課長	課長代理	係長	検算	設計	技術管理者
設 計 書								
令和5年度	設計書番号							
業務場所	枚方市中宮北町20-3 中宮浄水場							
路線・河川名								
業務名	浄水発生土搬出運搬処理委託							

- ・浄水発生土積込・運搬工 一式
- ・浄水発生土処理工 一式

設 計 大 要

設 計 金 額

(内 訳)

業 務 価 格

消 費 税 等 相 当 額

円

円

円

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格			単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
		浄水発生土積込・運搬工	式	1			1号内 訳書	
		浄水発生土処理工	式	1			2号内 訳書	
直接	工事	費	式	1				
共通	仮設	費計	式	1				
	共通	仮設費(率計上)	式	1				
純	工事	費	式	1				
	現場	管理費	式	1				
工事	原	価	式	1				
		一般管理費等	式	1				
		一般管理費等計	式	1				
工事	価	格	式	1				

明細書

第 1 号

浄水発生土積込・運搬工（有効利用）

1 t 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID 有り 60.0km以下 良好	t	1			1号代 価表	
積込(ルース) 土砂 土量50,000m ³ 未満	t	1			2号代 価表	
計						
1 t 当り						

明細書

第 2 号

浄水発生土積込・運搬工（埋立）

1 t 当り

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
土砂等運搬 標準 バックホウ山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID 有り 60.0km以下 良好	t	1			1号代 価表	
積込(ルース) 土砂 土量50,000m ³ 未満	t	1			2号代 価表	
計						
1 t 当り						

代価表

第 1 号

土砂等運搬
標準 バックホウ山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID有り 60.0km以下 良好

1 t 当り

	名 称 ・ 規 格	構成比	積算地区単価	名 称 ・ 規 格 (基準地区単価)	基準地区単価	摘要	備 考
K		47.26	-				
K1	ダンプトラック オンロード・デイクセル・積載質量10t積級	47.26	-	ダンプトラック[オンロード・デイクセル] (タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む) 10t積級			
R		37.92	-				
R1	運転手(一般)	37.92	-	運転手(一般)			
Z		14.82	-				
Z1	軽油 小型ローリー・パトロール給油 2~4KL積載車	14.82	-	軽油 1.2号 パトロール給油			
			-				
			-				

代価表

第 2 号

積込(ルース)
土砂 土量50,000m3未満

1 t 当り

	名称・規格	構成比	積算地区単価	名称・規格(基準地区単価)	基準地区単価	摘要	備考
K		42.99	-				
K1	バックホウ[排出ガス対策型(第2次基準値)] クローラ型・山積0.8 m3(平積0.6 m3)	42.99	-	バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m3(平積0.6m3)			
R		39.35	-				
R1	運転手(特殊)	39.35	-	運転手(特殊)			
Z		17.66	-				
Z1	軽油 小型ディーゼル給油 2~4KL積載車	17.66	-	軽油 1.2号 ディーゼル給油			
			-				
			-				

浄水発生土搬出運搬処理委託

発注仕様書

令和5年度

枚方市上下水道局

第1章 総則

1. 1. 計画概要

1. 1. 1 委託業務名

浄水発生土搬出運搬処理委託

1. 1. 2 業務場所

枚方市中宮北町20-3 中宮浄水場

1. 1. 3 目的

中宮浄水場の浄水工程において汚泥は排水処理施設で加圧・脱水され浄水発生土（脱水ケーキ）となって排出されます。本委託は浄水発生土の有効利用および埋立処分を行い、適正な浄水処理に資するものです。

1. 1. 4 業務概要

浄水発生土積込・運搬工	一式
浄水発生土処理工	一式

1. 1. 5 契約期間

契約締結日 から 令和6年 3月31日 まで

1. 1. 6 委託期間

令和5年 4月1日 から 令和6年 3月31日 まで

1. 1. 7 支払条件

出来高払い（毎月払い）

1. 2 一般事項

1. 2. 1 一般事項

- (1) 業務は、契約書・本発注仕様書及び設計図書等に基づき遂行すること。
- (2) 受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、および本業務に関する法令・条例・規則等を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用及び運用は受注者の負担と責任において行わなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に関して疑義等が生じた場合は、監督職員と受注者の協議により解決すること。
- (4) 材料及び検査並びに業務遂行に伴う測量、調査、試験、試掘及び諸手続きに必要な費用は、受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、業務のため発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。ただし、天災、その他不可抗力によると考えられる場合は、契約約款に基づき発注者及び受注者で協議すること。

受注者の使用する労働者の行為又はこれに対する第三者からの求償については、発注者

は一切その責を負わない。

1. 2. 2 教育訓練

受注者は、業務従事者が当該業務に従事するのに必要な教育・訓練を行い、その資質を評価し業務を遂行する力量を確保した上で、業務に従事させること。

1. 2. 3 守秘義務

受注者は、本件業務の履行に関して知り得た事項について、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏らしてはならない。

1. 3 提出書類

1. 3. 1 委託業務関係提出書類

受注者は契約締結後、「その他委託業務請負契約様式集」記載の提出書類に則り必要書類を提出するとともに、下記書類についても提出すること。なお、「その他委託業務請負契約様式集」は枚方市入札・契約情報契約課ホームページに掲載している。

- ① 一般細菌検査報告書（契約締結後速やかに。6ヶ月ごとに提出）
（赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ、大腸菌 O-157）
- ② 作業員名簿（契約締結後速やかに）
- ③ 作業施工計画書（契約後 15 日以内）
- ④ トラックスケールの計量表（搬出時毎回）
- ⑤ 浄水発生土運搬量・処理量がわかる書類（部分払金請求時）

その他、監督職員が書類の提出を指示する場合がある。

1. 4 業務期間中の管理

1. 4. 1 作業時間等について

作業時間帯は、原則午前9時から午後3時までとする。前述の時間以外に作業をする場合は、事前に監督職員と協議し、承諾を得ること。

1. 4. 2 打合せについて

受注者は、監督職員との会議・打合せについて、その都度、議事録を作成し提出すること。

1. 4. 3 保護及び養生

- (1) 受注者は、現場作業に関し、設置されている設備等について現状を十分把握し、これらに損傷を与えないよう、必要に応じて保護・養生を行うこと。また水道施設にあつては、水質の保全につとめること。
- (2) 業務を行うにあたり、既設物に損傷を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、すみやかに原形に復旧すること。
- (3) 既設物に隣接して機器を設置する場合は、必要に応じて既設物に適切な保護および補強を施し、監督職員の承諾を受けること。
- (4) 受注者は、養生シートなどを用い建物、床などに汚さないよう努めること。業務終了時

には、関係施設の清掃を行うこと。

1. 4. 4 作業時・検査時の立会

業務完了後に外面から明視することのできない場所や、主要な事項については、監督職員が立会い確認を実施するので、受注者は協力すること。

1. 4. 5 保安及び衛生管理

- (1) 受注者は、保安および衛生について関係法令を守り、現場作業員、上下水道局職員、通行人等の安全を図るとともに、公衆に迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 受注者は、関係法規に規定されていない事項についても、保安上必要であると思われることは、受注者の責任において適切な措置を講じること。
- (3) 受注者は、作業現場を常に整理整頓し、災害等が起こらないよう注意すること。また、作業終了後はすみやかに不要材料、仮設物、器具、機械類等を撤去し、整理清掃すること。

1. 4. 6 公害の防止・環境対策

- (1) 受注者は、作業中、付近住民の通行に支障を与えないこと。
- (2) 受注者は、業務を行うにあたっては、騒音等について十分配慮して、必要な場所には防音装置を設け、適切な措置を講ずること。
- (3) 受注者は、業務を行うに際しては、場内外を問わず将来紛争の因をなすと思われることについては、監督職員と十分打合せをし、事前に解決すること。
- (4) 受注者は、枚方市の環境方針を理解し、環境に配慮して業務にあたること。
- (5) 上下水道局の全施設の建物内、現場事務所及び車内において禁煙とする。
- (6) 本業務に基づく資材、物品等の運送のために本市を発着又は着地として貨物自動車を運行する場合においては、大阪府生活環境の保全等に関する条例「流入車規制」を遵守すること。

1. 4. 7 応急措置その他

天災等の異常事態が生じた時、または予想される時には、受注者は、監督職員と協議し、応急措置等の適切な措置を講じること。

1. 4. 8 検査

- (1) 検査は、設計図書及び関係書類に基づいて実施する。
- (2) 検査を受ける場合は、監督職員が指示する資料を提出すること。

2. 業務内容

2. 1 浄水発生土積込について

- (1) 中宮浄水場排水処理施設の脱水機より排出される浄水発生土を運搬車に積込み、有効利用分は中間処理を行える施設に運搬し処理、埋立分は大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地へ搬出運搬すること。なお、大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬出運搬は年末年始期間を予定しており、詳しい日程は監督職員より指示する。
- (2) 排水処理施設での浄水発生土積込みは、受注者にて機械積込みすること。
- (3) 積込に使用する機械は受注者が調達し、その機械は排出ガス対策型を使用すること。
また浄水発生土保管場所の入口は3箇所あり、各々の入り口寸法は幅約4.4m高さ約2.95mであるので、それに対応した機械を選定すること。(現場参考図参照)
- (4) 中宮浄水場内で工事を行う場合、業務遂行にあたっては監督職員及び別工事の業者と十分に打合せを実施し、円滑に作業ができるよう工程管理及び作業手順を検討すること。
- (5) 浄水発生土の積込みが完了した後は周辺に飛散している浄水発生土を取り除き清掃すること。尚、清掃に要する道具・ノズル及びホース(口径40mm)は受注者が調達すること。また、用具等を作業場付近に留置したい場合は、あらかじめ申し出て監督職員と協議し、承諾を得ること。ただし、盗難、紛失、破損等があっても上下水道局は一切その責を負わない。
- (6) 浄水発生土の搬出量は発注者の都合により増減する可能性があるものとする。
- (7) 浄水発生土の搬出先については埋立処分と有効利用で二箇所あるが、事前に発注者と協議の上、搬出先を決めること。

2. 2 計量について

- (1) 受注者は、浄水発生土の積込みを行う前後に中宮浄水場内に設置しているトラックスケールにて計量し、浄水発生土の正味重量(t)を計量しなければならない。なお、出来高数量については、この場内計量数量とする。
- (2) 浄水発生土積込みに際しては、積載超過にならないようにしなければならない。(自動車検査証に記載されている最大積載量以内とする。)
- (3) トラックスケールが使用不可の場合は、監督職員と受注者の協議により解決すること。

2. 3 運搬上の制約について

- (1) 大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地へ使用する運搬車両は産業廃棄物収集運搬業許可証の許可申請時に添付した器材一覧表又は収集運搬の用に共する施設(使用車両)に記載されてること。なお、ダンピングできる車両に限る。(観音開き、片開き、トレー、パッカー車は不可)
- (2) 運搬車両は原則10トンクラスのダンプトラックとし、荷物台全面をシートカバー等で覆蓋すること。
- (3) 当日積込み、当日受入可能時間内に受入先まで運搬すること。

2. 4 形状、数量について

- (1) 廃棄物の種類 産業廃棄物の「汚泥」に該当

- (2) 廃棄物の形状 ケーキ状
- (3) 含水率 85%以下
- (4) 処分数量(予定)年間 2350t(埋立 100t, 中間処理 2250t)、日量最大 約 40t

3. 1 処理について(有効利用)

- (1) 浄水発生土の処理の方法については中間処理を行い、園芸土や再生土等で有効的に利用すること。

3. 2 その他

- (1) 受注者は運搬にあたって、その途上において積載物が飛散流出または落下しないよう十分な措置を講ずると共に、道路交通法、道路運送法等関連法規、堺基地廃棄物搬入要領を厳守すること。尚、運送中等本委託業務中に発生した事故又は、損害については全て受注者の責任でこれを解決処理すること。
- (2) 受注者は搬出時、監督職員の指定場所にてマニフェストを受け取り、必要事項を記入すること。また、受注者は紙マニフェストだけでなく電子マニフェストにも対応していること。
- (3) 大阪湾広域臨海環境整備センターへ運搬する場合、受注者は受入先の職員及び監督職員と十分打合せを行い、「堺基地廃棄物搬入要領」を厳守し、誠意をもって業務を遂行すること。
- (4) 設計書の数量は参考数量であり浄水発生土排出量実績表を参考に、「t」あたりの単価を算出すること。
- (5) 毎月の請求額において、小数点以下(1円未満)については切捨てとする。
- (6) 浄水発生土は基本的に毎日発生するが天候、淀川原水の水質、並びに排水処理施設の運転状況により日々の発生量及び総発生量が大幅に変動することもあり得る。また、他の工事等により、積込搬出作業等が出来ない日がある可能性があるため、監督職員と協議の上、業務を遂行すること。
- (7) 監督職員が中間処理場の現場及びリサイクルの状況を確認するため、受注者はそれに協力すること。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

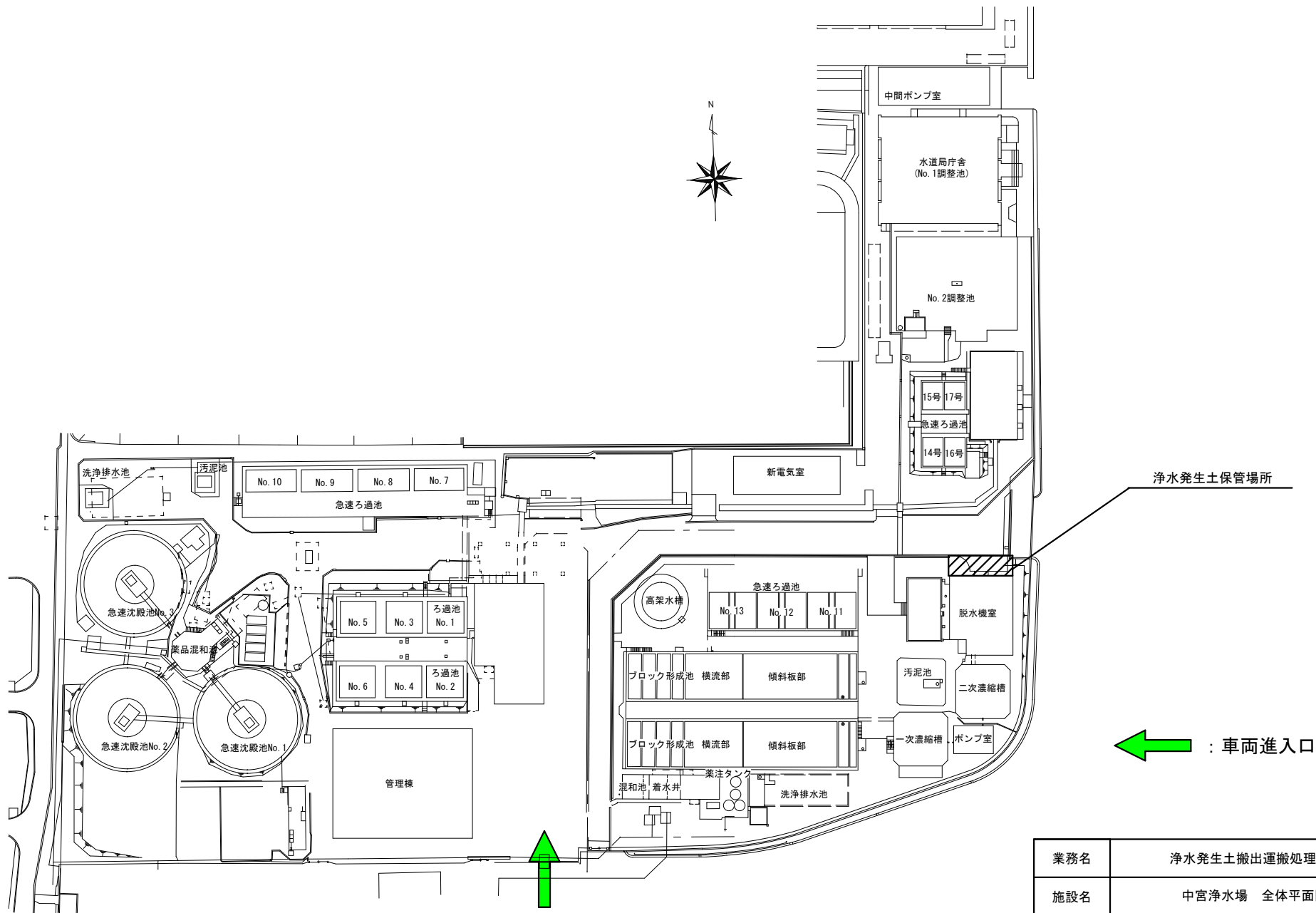
本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

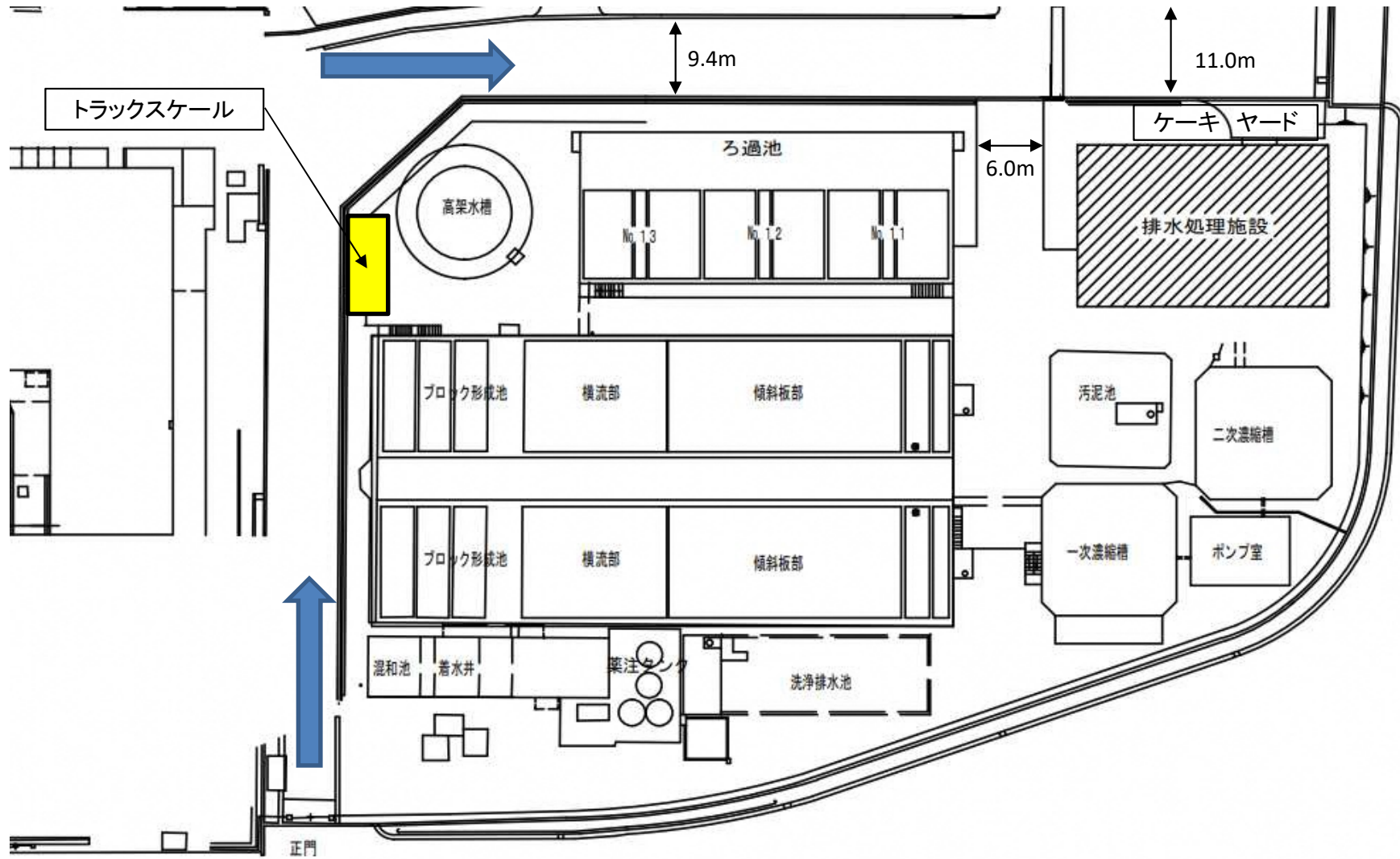
令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆

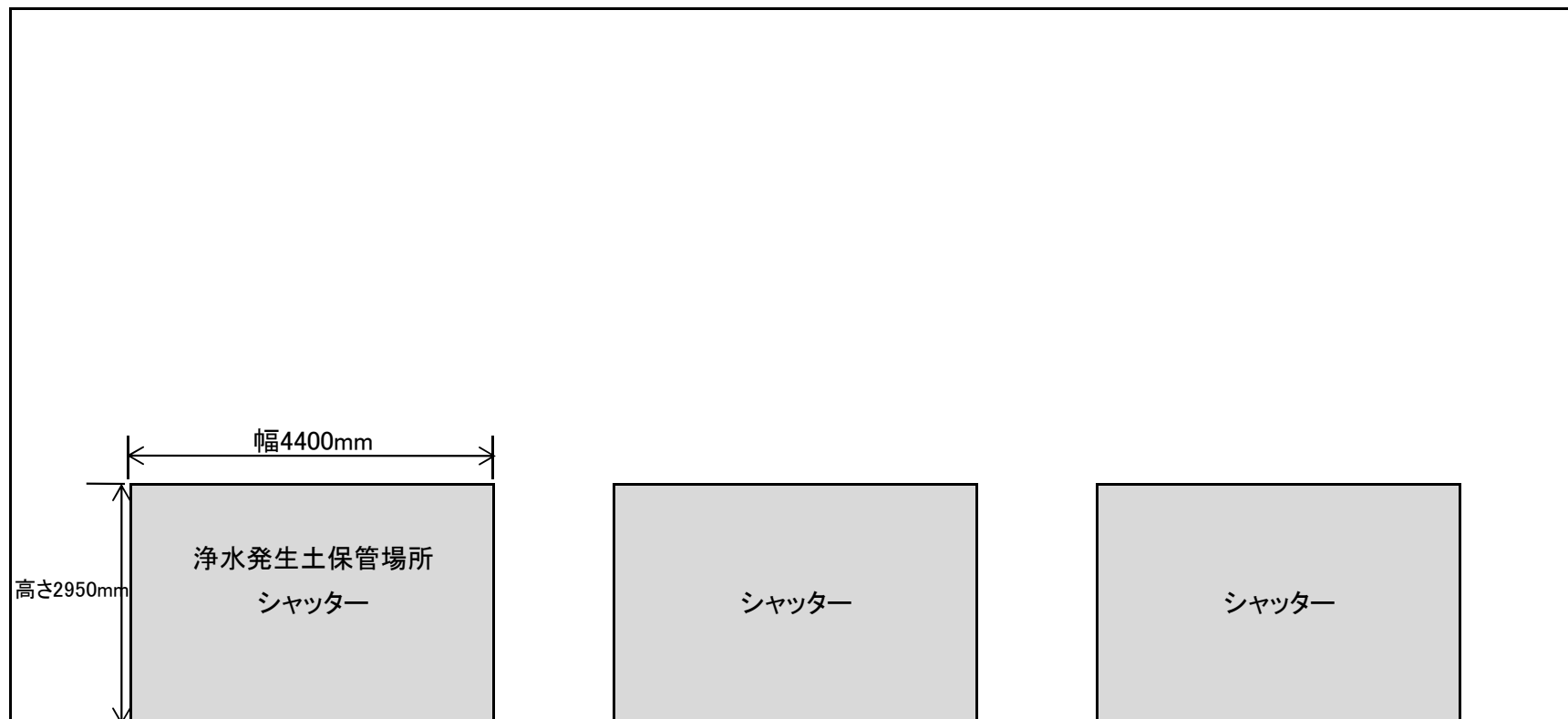


業務名	浄水発生土搬出運搬処理委託		
施設名	中宮浄水場 全体平面図		
作成年月日	令和4年11月		
縮尺	-	図面番号	1
枚方市上下水道局			

現場参考図1



現場参考図2(排水処理施設1F 浄水発生土保管場所正面図)



業務場所位置図

業務名 浄水発生土搬出運搬処理委託

